

(別記)

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹後震災記念館の耐震化及び利活用の検討を行うため、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、丹後震災記念館の耐震化及び利活用に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域住民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 前項に掲げるもののほか、委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

- 2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。